

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等

規制の名称：特定小規模施設用自動火災報知設備が設置可能な防火対象物の範囲の拡大

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課

評価実施時期：令和6年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。</p> <p>※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

近年の死者が多数発生した火災を受け、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれが高い用途に対し、自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の設置義務付けの範囲が小規模な施設にも拡大している。

これに伴い、一定の小規模な施設においては、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づき、令第21条の規定により設置することが必要となる自火報に代えて、比較的簡易な工事で設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を用いることができることとされている。

警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。）が1の特定小規模施設で、特小自火報の感知器に連動型警報機能付感知器を用いる場合には、受信機（感知器等からの火災信号を受信し、火災の発生を音響で警報し、火災の発生場所を知らせるもの）を設けなくても良いこととされているが、連動型警報機能付感知器の中には、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能なものが開発されており、そうした高機能の機器を用いれば、警戒区域が2以上の場合でも受信機の設置を不要とすることができることが確認された。

この状況を踏まえ、現在流通している特小自火報の機器構成や感知器性能を前提として、特小自火報の設置可能な防火対象物の範囲の拡大を行うこととする。今回の改正を行わない場合、本来特小自火報の設置で足りるところ、自火報の設置が求められることとなり、防火対象物の管理権原者に過度な負担を強いることとなる。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

特小自火報は、無線式の連動型警報機能付感知器のみで設置することができるものであり、壁や床の内部における配線工事が発生するなど大規模な工事が必要となる自火報と比べ、簡易な工事で設置が可能である。一方、無線の伝搬可能範囲や通常の自火報の受信機が担っている火災発

生区域の表示が、特小自火報では担保されていないこと等から、設置可能施設は原則として延べ面積 300 ㎡未満で階数が2以下（警戒区域が1まで）に制限されている。

一方で、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する高機能な連動型警報機能付感知器が開発されていることから、この状況を踏まえ、特小自火報の設置可能な防火対象物の範囲の拡大について検討を行う必要があった。

【課題解決手段の検討】

消防庁では、こうした課題への対応について検討するために、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授。以下「検討会」という。）を開催した。

検討会では、小規模な施設（延べ面積 300 ㎡未満）について、特小自火報の設置が可能な用途や部分を拡大するほか、出火元の特定が可能な音声メッセージを発する連動型警報機能付感知器を用いる場合は、300 ㎡未満であれば警戒区域が2以上（特定一階段等防火対象物を含む。）の防火対象物であっても設置も認めることとされた。

【規制緩和以外の政策手段の内容】

消防用設備等の技術基準については、消防長又は消防署長が、防火対象物の状況から判断して、消防用設備等の技術基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、消防用設備等の技術基準を適用しないとする特例が、令第32条に規定されている。この規定に基づき、警戒区域が2以上の防火対象物においても、消防長又は消防署長の判断により、特小自火報が設置されているケースもある。

ただし、この規定を適用するか否かは各消防長又は各消防署長の判断に委ねられ、また、個別の防火対象物の状況により判断することとなるため、全国一律に同様の基準を設けることは困難であり、省令等を改正し、全国一律に新しい基準を適用させることが必要である。

【規制緩和の内容】

① 特小自火報の設置が可能な用途の拡大

特小自火報を用いることができる防火対象物として、以下の防火対象物又はその部分（延べ面積又は床面積が300㎡未満のものに限る。）等を追加する。

- ・ 令別表第一（13）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物
- ・ 令別表第一（9）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が200㎡以上のもの
- ・ 令第21条第1項第7号、9号、10号若しくは13号に掲げる防火対象物又はその部分

② 特小自火報の設置及び維持の基準の見直し

全ての感知器を火災の発生した警戒区域を特定することができる連動型警報機能付感知器とする場合は、警戒区域を2以上とすることができることとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

特小自火報の設置が可能となる用途にあつては、これまで自火報の設置義務があつたところ、より低廉な価格で設置可能な特小自火報が設置可能となるため、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。

警戒区域が2以上の防火対象物に特小自火報を設置する場合は、通常の連動型警報機能付感知器よりも高価な火災の発生した警戒区域を特定することができるものとする必要があるが、これまで設置する必要のあつた自火報の設置費用よりも低廉であることから、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。

特定一階段等防火対象物や警戒区域が2以上の防火対象物に特小自火報を設置する場合は、階段等に感知器を設置する必要があるが、これまで設置する必要のあつた自火報の設置費用よりも低廉であることから、防火対象物の所有者等の費用負担は軽減することが見込まれる。

火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器は、火災警報の性能や表示が必要となるが、既存の感知器に新たに性能や表示を求めるものではなく、また、既存の連動型警報機能付感知器は、これまでどおり警戒区域が1の防火対象物には使用できることから、新たな遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

消防本部において、特定小規模施設の該当の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。

また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、新たに防火対象物を建築する者に適用されるほか、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務は発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。

安全面については、検討会において、

- ・ 面積が同じであれば、新たに設置が可能になる防火対象物において火災警報が伝わりにくい等の課題があるわけではない
- ・ 火災の発生した警戒区域を特定することができる感知器であれば、警戒区域を2以上にしても、在館者に対し、有効に避難を促すことが可能となる

とされたことから、防火安全上支障がないと考えられるため、負の影響を及ぼすものではない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和5年9月28日に開催された第2回予防行政のあり方に関する検討会において、副次的な影響及び波及的な影響を含めて主要な論点について議論が行われるとともに、次の報告書が取りまとめられた。

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-140/02/houkokusho1.pdf

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消防本部からの火災報告により、今回の規制緩和の対象となった防火対象物について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。